

道路の掘り返し規制の指導指針

1．規制の対象・期間

道路舗装工事（占有事業者による車線全面舗装を含む）完了後、原則として以下に定める期間は、当該箇所の掘り返しを規制する。

- (1) アスファルト舗装 5 年
- (2) コンクリート舗装 7 年
- (3) 歩道舗装 3 年（舗装の種別は問わない）

2．規制の対象外とできるもの

前項の規定に係わらず、以下に掲げる場合は、規制の対象外とすることができる。

- (1) 災害防止・災害復旧・占有物件の事故復旧等緊急工事及び交通安全上必要と認められるもの
- (2) 個人の引き込み管、出入口設置等の計画外工事及び計画提示が困難な舗装打換工事箇所でやむを得ないと判断されるもの
- (3) 路上工事の縮減に寄与する推進工事、共同溝工事等で交通上特に支障のないもの
- (4) 認定電気通信事業者による光ファイバーケーブル敷設工事で I T 基本法等の趣旨に照らし当該工事の緊急性が高く、交通上特に支障のないもの（時限措置）
- (5) その他、所長が特にやむを得ないと判断したもの